

業務仕様書

1. 業務名

道後公園（湯築城跡）ライトアップ企画業務

2. 業務の目的

本公園は、全域が中世伊予の守護河野氏の居城として14世紀前半から16世紀後半にかけて約250年間存在した城跡であり、発掘調査を行ったところ、堀や土塁など城の遺構が当時の姿のまま良好に保存されていたことから、土塁や武家屋敷等の復元整備工事をはじめとした調査・整備事業を経て平成14年4月にリニューアルオープンし、同年9月に国史跡に指定されている。

本県では、湯築城跡を将来にわたり保存継承し価値を広く伝えるため、平成26年に史跡の適切な保存管理を目的とした「史跡湯築城跡保存管理計画」を、令和2年には新たな歴史ファン層の拡大やインバウンド観光客等の新たなターゲットニーズの誘客を図るべく「道後公園（史跡湯築城跡）整備基本計画」を策定し、日本100名城に指定されている湯築城跡の歴史的・文化的価値の高さを活かした魅力向上に取り組んできた。

本業務は、令和6年の道後温泉本館の改修工事完了を契機に増加が見込まれる道後温泉への観光客をメインターゲットに、多様な人の滞在時間の延伸と新たな観光需要を創出に向けてライトアップ企画を行うことで、夜間の新たな観光スポットとして多くの人々の注目を集めることにより道後公園の更なる魅力向上を図ることを目的に実施する。

3. 委託期間

契約締結の日から2026（令和8）年3月31日まで

4. 委託料上限額

11,253,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

5. 業務内容

業務目的の達成に向け、通年に渡るライトアップを実施するための企画を行う。企画内容については、概要完成時に発注者及び「道後公園（史跡湯築城跡）整備検討委員会」委員の確認を受けるものとし、必要に応じて修正を行うこと。

（1）委託想定業務範囲

平面図（別紙）のとおり。

北口からいこいの広場を通り、復元エリアに至るルートをメインとする。

（2）コンセプト・方針

業務実施にあたっては、下記のコンセプト・方針を優先に企画提案を行うこと。
・国史跡湯築城跡である「道後公園の歴史」を踏まえつつ、道後エリアにおける新たな観光スポットとして、多くの人々から注目を集めることを最優先とすること。そのため「新たな組み合わせ」や「新たな発想」に基づき、必要

に応じて本提案に適したデザイナーを起用するなど、斬新で魅力的なデザインを創出すること。

- ・具体的には、ライトアップされた道後公園が、国内外の観光客にとって、来訪の動機となるとともに、来場者が SNS 等で情報発信したくなるような、新規性や話題性を意識したデザインとすること。配色、調光加減、光の演出方法などにも創意工夫を凝らし、印象的かつ効果的な表現とすること。
- ・メインターゲットである道後温泉観光客の流入を促すような工夫をすること。
- ・北部に設置されている湯釜薬師を活用したライトアップは必ず実施すること。
- ・統一感あるストーリー性（道後温泉の明治大正時代から復元エリアの戦国時代にタイムスリップするなどの工夫）の創出により、北口から、いこいの広場を通り、南側の復元エリアに誘導するデザインとすること。
- ・桜や紅葉など観光シーズンには、これまで以上に樹木が映えるようなデザインとすること。
- ・史跡・温泉観光地としての情緒あふれる雰囲気表現したデザインにするとともに、人にやさしく快適な夜間の照明環境となるよう、光の質の向上に配慮すること。
- ・照明器具・照明柱の設置、その他修景整備について景観的に配慮し、昼夜ともに見て美しい整備とすること。
- ・適正なエネルギー使用を心掛け、器具の保証や維持管理費用について低廉となるよう配慮すること。

(2) 必要資料について

業務実施にあたっては、愛媛県や電力会社等と文化財関係申請等照明設置に係る調整を実施するものとし、必要となる協議資料や申請資料等の作成も行うこと。

- ・デザイン計画及び実施計画図書の作成

愛媛県等の意見を踏まえ、最終的なライトアップの計画を策定し、実施設計図書を作成すること。実施設計図書は以下に示すものを作成すること。

- ・デザインコンセプト
- ・設計報告書
(概算工事費設計書・図面・数量計算書等)
- ・機器等仕様書
- ・機器等配置計画 (配線含む)
- ・維持管理計画
- ・その他必要なもの

(3) 企画条件

企画にあたっては、照明器具の保守性、安全性、将来性、環境へ配慮した適切なエネルギー使用、及び昼間景観へ配慮したものとするよう考慮すること。

- ・照明器具の設置位置等

- ① 照明器具は、歩行者、通行車両などに支障のない位置とすること。
また、容易に手に触れることがなく、安全性を考慮した位置とすること。

- ② 樹木に設置する照明器具は、樹木の成長に合わせ、移動が出来るよう考慮すること。
- ③ 電源関連施設、照明器具の設置及び復旧については、法令等を遵守するものとする。設置にあたっては、特に昼間の景観に配慮するよう努めること。
- ④ 設置する照明は、屋外での長期間の使用に耐えるものとする。
- ⑤ 毎晩決まった時間に自動点灯・消灯が出来るような仕様とすること。
- ⑥ 国史跡であるため、掘削・構造物の設置には制限がある。固定型の照明を設置する場合は文化庁の了承を得る必要があるため、愛媛県と協議のうえ申請資料の作成・修正を行うこと。

※概ね 1m を超える掘削・基礎は遺構を損傷する可能性があることから、基礎を設ける場合は、深さ 1m 以内とすること。また、概略検討の段階で県文化財保護課の確認を行うこと。

・照明設置費

照明設置費は概算で 50,000 千円程度を想定している。企画提案の際の目安とすること。

※50,000 千円を超える提案を妨げるものではない。

(4) その他、独自提案により実施する取り組み

本業務の目的を達成する上で効果が見込まれる事項について提案を行うこと。独自提案する取り組みは、県と協議の上で具体化の上、実施すること。

6. 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後遅滞なく受注者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7. 再委託の可否

受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

8. 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受注者が本業務で制作した成果品及び派生する権利等の副産物は、全て愛媛県に帰属するものとする。なお、県の承諾を受けずに他に公表し、譲渡、貸与又

は使用してはならない。

(2) 秘密保持

ア. 本業務に関し、受注者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

イ. 本業務に関し、受注者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ. 受注者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9. 貸与資料

本業務実施にあたり貸与する資料は以下のとおり。

- ・ 史跡湯築城跡 保存管理計画書
- ・ 道後公園（史跡湯築城跡）整備基本計画
- ・ 現況照明配置図面

10. 成果品

業務報告書

- ・ A4 番の簡易正本 2部
- ・ 電子データ（CD-R）2枚

11. その他

(1) 契約期間中は、業務経過や内容全般を常に把握している専任の担当者を定め、発注者との連絡調整を行うこと。

(2) 本業務終了後、照明設備に、受注者の責による明らかな瑕疵が認められる場合は、受注者の負担により対応すること。

(3) 本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者の協議により対応を決定するものとする。